

北海道告示第10249号

令和5年北海道告示第11120号（令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から施行する。

令和6年2月16日

北海道知事 鈴木直道

8を次のように改める。

（保健福祉部所管分 その9）

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>8 外来対応医療機関確保事業費補助金</p> <p>外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備に要する費用を補助することにより、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症の患者の診療に対応する体制へと段階的な移行を図ることを目的として、予算の範囲内において補助する。</p>	<p>令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は発熱者等診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関のうち知事が適当と認める者。</p>	<p>外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は発熱者等診療・検査医療機関）の新設に伴う初度設備に必要な需用費（消耗品費、修繕料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。具体的な対象経費の例は下記のとおり。</p> <p>ただし、いずれも令和5年3月10日から令和6年3月31日までに完了するものに限る。</p> <p>(1) 患者案内のための看板の設置料</p> <p>(2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費</p> <p>(3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費</p> <p>(4) 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費</p> <p>(5) 非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費</p>	<p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p> <p>（申請者が地方公共団体である場合を除く。）</p> <p>別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式</p> <p>別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課</p>		